

会長声明

平成 28 年 10 月 13 日

会 員 各 位

日本公認会計士協会
会長 関根愛子

非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって

平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）により、平成 29 年 4 月 1 日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されることとなり、社会福祉法人の規模に応じ、監査を段階導入することとした社会保障審議会福祉部会での議論を踏まえ、当該一定規模を規定する政令案が平成 28 年 9 月 27 日に公表されました。また、平成 27 年 9 月に成立した「医療法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 74 号）により、一定規模以上の医療法人にも、公認会計士監査が導入されることとなっています。

いずれも各法人の経営組織のガバナンスの強化や経営の透明性の向上を目指す施策の一環として、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく公認会計士監査が導入されるものであります。我々公認会計士には、第一に適切な監査を実施することが求められています。また、監査を通じ、結果として監査対象法人におけるガバナンスの強化や経営の透明性の向上等の経営力の強化に資することが求められており、こうした動きは、公認会計士の役割に対する社会的な期待の高まりとして捉えることができます。

会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、公認会計士監査を実施し、監査を通じて監査対象法人の経営力の強化に資することができるよう、自ら研鑽に努めていただくようお願いします。

なお、監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保することで監査の品質を確保するとともに、監査対象法人の関係者が、監査時間も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査を行うことなどにも留意いただくようお願いいたします。

当協会としましても、公会計協議会に社会保障部会を設置し、これらの非営利法人に関する制度、会計及び監査についての研修や専門的な情報の提供等を行う等、会員の支援を行っていますが、非営利法人への公認会計士監査の円滑な導入と品質確保のための会員支援の活動を更に進めていく予定です。さらに、個々の監査の品質が確保され、適切に実施されていることを確認するため、自主規制機能の機動的な発揮など、今後必要となる施策も検討していきます。

以 上